

山本 清盛
受領シ及ヒ佩用
シンドレアル
タルフランツ
第二等勳章以
ルミリアール

谷村
内代五郎
明治十六年二月
四十二年四月
三日福島縣
キ公判ノ首渡

部吏ノ措置ナ
徒耶摩郡中
ノ煽動シ密
仰テ名トシ
ト無智ノ庶民
ヲシテ其為ス

即チ新合村ノ
結ヒ置其後明
ノ原因ハ其當
ノナルヤ明瞭

赤城平六宅ニ於
テリトノ事
見徒多来テ唯
テ其地集

ニ依リ本刑重
百ニ七シテ
付山口千代作等
沼田書記両名

ニシテ其地集
ニシテ明瞭ナル
セシメ腕力ニ訴

シテ其地集
ニシテ明瞭ナル
セシメ腕力ニ訴

スアルナキモ多ク其村ノ祭禮ニ用ヒ來レルモノコシテ合
圖ニ設ケレモノニ非ルノヨリテ現ニ村民集合セシメテ
又元來是等ノ陰謀モナキトノ事
一法ニ因リ証人喚問ヲ請求セシモ裁判長ノ職權ニ依リ採
容セザリシトノ事

一被告ハ明治十五年十一月二十六日ヨリ警察官ニ引致セ
テレ舉擧ノ當日即チ同日二十八日ハ拘留中ノ身分コシテ
右舉擧ニ關與セサルハ勿論又赤城平六宅ニ一度モ召集シ
タルコトモ無之云々トノ事

以上ノ事實ナルコト刑法第三百七十七條ヲ適用シ處斷セラレ
ルハ法律錯誤ノ裁判ナリトノ事

一大審院ニ於テ明治十六年五月二十三日公庭ヲ開ク專任
判事報告書ヲ朗讀ス上皆代官人伊藤修上告ノ旨意ヲ申暢
ス立會檢事意見ヲ陳述シ且附帶ノ上告ヲ爲セリ茲ニ裁判
スル理由ハ

凡ソ証憑ヲ採擇シテ罪ノ有無ヲ判定スルハ事實裁判官ノ
權内ナリト雖モ若シ錯誤ヨリ成立タル事實ニテ其理由
ノ明確ナラザルニ於テハ法律ノ許サレ所ナリ抑本件ノ
如キ被告ガ車道開鑿施行上ニ付縣官郡吏ノ措置ヲ不當
トシテ公判ヲ仰クテ名トシテ耶摩其他諸郡ノ村民ヲ
煽動シ明治十五年十一月廿八日喜多方警察署ニ對シ喧鬧
スルニ至ラシメシモノト爲スルハ其之ヲ煽動シタル事實
ノ理由ヲ明示セサルヘカラス其每村ニアリシ太鼓番木及
ビ赤城平六宅ニテ押收セシ刀鎗及ビ太鼓等ヲ以テ多衆ヲ
嘯聚セシ証據ト爲ス明治十五年十一月廿六日コアリテ
既ニ逮捕セラレタル被告カ其逮捕中即チ十一月廿八日
於テ如何ナル手段方法ヲ以テ其太鼓番木及刀鎗等ヲ使用
セシカ抑他人ヲシテ之ヲ使用セシテ以テ村民ヲ集合喧鬧
セシメタルヤノ實跡ヲ擧ゲザルテ得ズ右等事實ノ理由ヲ
明舉スルコト非ラザレバ右事件ハ被告ガ所爲ニ相關スル
証憑トナスコト由ナシ又原裁判文ニ共犯人等ノ供述トアル
モノハ如何等ノ陳供ナルヤ原一件書類ヲ視ルニ被告ガ車
道開鑿施行上ニ付縣官郡吏ノ措置ニ服セズ現ニ其筋ノ裁
判ヲ仰クベシトノ周旋ヲ爲セシ廉アルモ他ニ被告ガ犯罪
ノ証憑トナルモノ一モ見ルヘキナシ又原裁判文法律ノ部内
ニ於テ「首魁及放唆者ハ重懲役ニ處ス」トアルコト係ルモノ
トトテ其ノ罪ヲ認シテ被告ハ果シテ首魁ナリシヤ放唆
者ナリシヤ是亦其理由ヲ知ルヘキナシ要スルニ原裁判ハ
本案コト付事實ノ理由及法律ノ理由ヲ付セザルニ而シテ之
被告ヲ有罪トシ暫ク刑法第三百七十七條第八十九條第九十
條ニ照シ懲役七年ニ處スト首魁トシテハ事實阻却即無
律ノ錯誤ニ係ル不法ノ裁判ニシテ治罪法第四百十條第十項
ノ場合ニ相當スル破綻ノ原由アルモノトス因テ治罪法第
四百二十八條第四百二十九條ニ據リ原裁判ヲ破綻シ更ニ
本院ニ於テ裁判ス左ノ如シ

理由由ノ如ク坂内代五郎ハ犯罪ノ証憑ナキヨリ治罪法
第四百一條ニ照シ無罪直ニ放免ス
檢事堀田正忠立會宣告ス

明治十六年五月廿四日
同判事
同判事

裁判長判事
專任判事
同判事

岡内 重俊
國入 義巳
馬岩 昌子
藤原安津志

時事新報
日本人ハ果シテ朝鮮ノ警察官タルカ
朝鮮ニテ永年我國ノ事ヲ掌シテ漸ク外國ト交通往來
スルノ期ヲ至ルニ至ルハ何人ナリヤ我日本人ナリ

本人ハ今ノ勢ニ乘シテ益朝鮮ノ國國ヲ計リ與ニ東海ノ表
ニ立テ與ニ文明ノ德澤ニ浴シ同ク富國強兵ノ幸福ヲ享
ケントスルノ友誼ヲキヤ朝鮮ヲ開明ナラシメ朝鮮ヲ富強
ナラシメ能ク其獨立國タルノ体面ヲ全クシテ爾國我日本
ト輔車相依リ遠ク其光ヲ世界ニ散ラシメント我日本人ノ
情願ナリ物ニ接スルコト道アリ人ニ説クコト法アリ大衆ノ大
ナル棍棒ヲ揮テ其鬪邊ヲ毆打スルモ以テ痛痒ヲ感セシム
ルニ足ラズ然ルニ親手其頂門ヲ拍ケハ愈覺テ感動セシム
テ餘アルベシ又吾人ガ髮結床ニ至リテ頭髪ヲ理スルコト
リ床ノ生人針大ノ簪端ニ數片ノ羽毛ヲ括リタルヲ右手ニ
執リ左手ニ耳邊ヲ撫シテ此針大ノ簪端ヲ耳孔ノ裡ニ轉回
セシムルコト吾人ノ其激動ヲ感スルヲ天地ニ崩ルカト思
フバカリナリ然ルニ此簪ヲ執テ試ニ掌上ヲ拂拭セシム
ノ痛痒モナカルベシ今朝鮮ト交際シ之ヲ文明ニ誘導セシ
トスルコト第一ノ肝要ハ勞力ヲ徒費セザルニ在リ棍棒ヲ揮
テ鬪邊ヲ毆テ細若ク執テ掌上ニ轉スルガ如キノ所爲アラ
ハ其目的ノ結果ニ到達スルハ何レノ日ニ在ルガ知ルベ
カラズ此理明治九年日韓條約締結以來ノ事實ニ徴シテ明
白至極ナルベシ故ニ苟クモ朝鮮ヲ誘導スルノ苦心アラフ
ニハ必ズ先ヅ其頂門耳孔ノ所在ヲ明カニシ一舉手一投足
ノ勞一錢半紙ノ費モ悉皆其頂門ヲ撫シ耳孔ヲ拂フノ一焦
点ニ集メザルベカラズ朝鮮ノ頂門耳孔ハ何レニ在ルヤ其
國都漢城是ナリ政治軍國ノ事ト云ヒ學藝商工ノ事ト云ヒ
朝鮮百般ノ事物漢城ヲ中心ト爲ザルハナシ漢城コシテ一
タヒ文明ノ德化ニ歸セバ他八道ノ草木ハ催促テ俟タズ
テ其風ニ靡クベシ朝鮮ノ交際通商ハ漢城ヨリ先ナルモノ
アルベカラザルナリ

明治九年日韓條約締結ノ後慶尙道ノ釜山浦ハ貿易港ノ一
ト定リ日本トノ往來甚近クシテ便利ナルガ如シト雖モ朝
鮮國東南隅ノ僻處ニシテ京城地方トノ交通甚便ナラズ之
ヲ我日本ニ管轄シテ德川時代長崎ハ貿易港ノアリシ時ノ
利ニ異ナラズ次ニ京城道元山津ヲ開テ貿易港ト爲セシト
雖モ是亦北海ノ僻地ニシテ京城接近ノ地ニアラズ之ヲ管
レバ新潟ノ東京ニ於ケルト一般ナルベシ長崎新潟ノ二港
ニ往來シテ大ニ日本ノ貿易ヲ進メ特ニトモ思ハレズ大
ニ日本ノ文明ニ益スベシトモ思ハレズ必覺スルニ生業
ニ勞シテ其功少ナキモノト云フベシ果シテ大ニ日本ノ文
明ヲ進メ善ク利益ヲ知ラシメントスルニハ實ニ
ニ進テ積積ニ往カマルベカラズ又更ニ一歩ヲ進メ東京ノ
中央市場ニ入ラザルベカラズ是則チ朝鮮ノ交通貿易ヲ爲
スルハ必ズ京城道ノ仁川港ハ越シテ進テ開港シテ人々
越テ積積ニ入ルノ要要ナル所以ナリ日韓條約締結ノ後一
明治九年二月ヨリ向二十箇月ノ間ニ朝鮮ノ開港ハ仁川港
ニシテ何ノ要要ナル理由アリテ其要要ナル理由ハ

九等二月ヨリ全八十二箇月、後即明治十六年一月、
ニ至リ始メテ仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙
汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時
モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ
本年一月以來仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙
汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時
モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ

仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ
本年一月以來仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ

仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ
本年一月以來仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ

仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ
本年一月以來仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ

仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ
本年一月以來仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ

仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ
本年一月以來仁川開港ノ沙汰アリ、未ダ開港ノ沙汰ナキ間ハ是非モナキコトナレド、既ニ開港ノ上ハ片時モ速ク此港ニ往來スルノ用意ナカレバカラス然レ

雜報

○陸軍 軍上ルハ會て前線へ配屬せし如く一昨廿六
日午前九時赤阪飯屋御出陣御座候は山口傳從長

○皇后宮御開辰 本日ハ皇后宮の御開辰ハ付同宮に
ハ大禮服を着けさせ給ひて午前八時既所及ハ神殿へ
御参拜在せられ夫より宮中へ於て御儀式を執行せ給
ひ同皇太子皇太后宮も亦阪御駕へ成せられ 皇
后宮御一同御内儀み於て皇族大臣參議の賀表を聞
し召され畢て御陪食を仰付られ文宮内省の身任官以
上へ酒饌を賜り且皇后宮に御外儀方へも参賀仰付ら
れ更ハ皇后宮の御殿にて御陪食を命せらるゝと承る

○皇國皇帝即位式 朕て我紙上へ記載せし皇國皇帝
陛下の即位式ハ愈昨廿七日を以て本國に於て大禮式
を執行せられし付同日は我 天皇陛下より德大寺
宮内卿を勅使として在日本同國公使館へ差遣はされ
其祝事を表するの勅令を傳へられたり又同公使は
同日夜會を催はされ皇族の諸宮を始め吉田外務大輔
照田同少輔其他貴顯の方々及び各國公使横濱在港の
同國人等を招せられて盛んある祝宴を開れりといぞ

○パークス氏 本月上旬東京駐在ハ英國公使パー
クスの氏ハ北京駐在の同國公使ハ轉任の命ありし旨倫敦
より電報ありて以來既ハ二週日あるふ今日ハ至るや
で同氏が此轉任を承諾するや否の沙汰は其だ
しきことあり風説ハ依れば此事に付支那政府より何
り異存申出でることありて英國政府も内々心
痛致し居るよしその邊の内情未だ此榮轉の御請
もあさやと云へり虚實果して如何

○李鴻章 一昨日東京の或る方ハ清國上海より達し
たる電報ハ李鴻章ハ南洋都督として昨日當上海へ來
る軍備頗るありとありたりし故報の時事新報ハ同
氏ハ南洋都督の命を許したるよし風説する旨清國
より通信の値を記したるが今此電報ハ起るべし同
氏は失職重任ハ當も堪ふるよし思ひる李氏ハ安南
事件ハ難局ハ當り文才ハ武略とを以て佛國を折衝せ
んとするよし其結局ハ平和戰事何れハ定まるべしや

○安南事件 佛國ハ東京ハ遠征するとい報知一とび
支那地ハ達してより同地の人心洶々たるを一方あら
す是ハ由て佛國甲鐵鐵敷敷と上海香港の近海ハ碇泊
せしむと必要ありし支那艦隊ハ屬する佛國軍艦ハ

○出立延引 前號品川
共ハ一昨廿六日北海道へ
に依り當地出立を來る六
○出京 會計検査院長
○布告布達 太政官第十
限制定旨并ハ同十八號
廢止の旨何れも一昨日
數并ハ遺幣規則更ハ制
五號を以て布達あり
あり就て見らるへし
○高等法院 同院ハ於
公判下開ハ一昨日よ
廣中氏外數名の公判を
○文書局 太政官ハ新
ハ次ハ列せらるゝ旨一
又同局より發行の官報
載すべし原稿と取寄せ
辭のものも同局より内
の發兌ハ愈來る六月一
同局よてハ専ら其用意
あへとい且つ本紙ハ梓紙
由に開く
○海軍兵學校 今度築
校ハ此程ハ落成し
課ハ引渡ハ同課ハ直
も同校の都合に依り右
り同校の細ハ事務